

令和9年度

大田原市奨学生募集要項【貸与】

〔募集期間：令和9(2027)年2月8日(月) から令和9(2027)年3月25日(木)まで〕

1 資格

- (1) 大田原市民の被扶養者で、経済的理由によって修学困難な者
※ 別紙の所得計算表で計算し、収入基準額を下回っているか確認ください。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程に限る)、短期大学、大学、大学院に進学予定又は在学している者。
- (3) 品行が正しく、学業が優れた者
※ 学力基準 (進 学) 日本学生支援機構の基準を準用(評定平均値が概ね3.0以上)
(在学中) 大学、大学院の修得単位数が前年次までの通算標準修得単位数を満たしており、(優+良) > 可に該当する者
※ 高等学校卒業程度認定試験受験者については、合格者。
- (4) 確実な連帯保証人(2名)を付することができる者
(うち1名は保護者又は後見人、他の1名は、別世帯の者)
※ 返還終了まで、連帯保証人として奨学金の返還能力がある者。
※ 別世帯の連帯保証人については、概ね65歳以下で収入のある方を選任ください。提出時の審査で、変更をお願いする場合があります。
- (5) 貸与月額60,000円の場合は、他の機関から奨学金又はそれに類するものの貸与を受けていない者(貸与型との併願不可。給付型との併願可。)
※ (1)、(3)を満たさない場合も、大田原市奨学生選考委員会にて審査を受けることができます。

2 奨学金の貸与額・貸与期間等

区分		貸与月額	貸与期間
高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)	-	12,000円	正規の最短修学年限
専修学校(専門課程)・	自宅通学	20,000円	
短期大学・大学・大学院	自宅外通学	40,000円または60,000円	

3 奨学金の返還

- (1) 据置期間 貸与期間終了後1年間
- (2) 返還期間
 - (ア) 年貸与額が240,000円以内の者・・・貸与した期間の2倍の期間内
 - (イ) 年貸与額が240,000円を超え480,000円以内の者・・・貸与した期間の3倍の期間内
 - (ウ) 年貸与額が480,000円を超える者・・・貸与した期間の4倍の期間内
- (3) 返還方法 年賦又は半年賦による均等払(原則口座振替となります。)

4 提出書類

(1) 奨学金貸与申請書（市指定の様式）

(2) 奨学金貸与推薦調書（市指定の様式（学校長等の推薦））

※ 学力の状況について、調査書等の写しの添付可。学校独自の成績証明書の添付も可。その他記載すべき「氏名、学校長名及び印、推薦意見等」については、漏れなく記載すること。記入の際は、記入例を必ず確認ください。

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者は合格証明書

(3) 申請者と生計を一にする者の住民票の写し（本籍の記載があるもの）

※ 保護者が外国籍の場合は、在留資格等も併せて確認させていただきます。

(4) 申請者と生計を一にする者の「所得・課税（非課税）証明書」

(5) 合格通知書の写し

※ 在学生の場合は、在学証明書の原本

(6) 所得計算表（市指定の様式）

5 提出期限 令和9年3月25日（木） 午後4時30分まで（期限厳守）

提出先 大田原市教育委員会 教育総務課 総務係（本庁舎4階）

提出方法 申請者本人と保護者が提出に来てください（郵送不可）

※ 書類審査で10～20分程度かかりますので、時間に余裕をもって来庁ください。

※ 募集期間中の受付時間は、午前9時から午後4時30分までです。受付時間内に書類の提出が難しい場合は、担当課へ相談ください。

6 奨学生の選考と決定

(1) 学業成績・所得状況もとに大田原市奨学生選考委員会において選考し、大田原市教育委員会が決定します。

(2) 令和9年4月下旬までに決定し、その旨本人に通知します。

(3) 奨学金の貸与は、前期分は5月下旬（翌年からは4月）、後期分は9月に口座振込になります。

7 決定後の手続

(1) 貸与決定通知があったときは、誓約書（連帯保証人と連署）及び連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。

(2) 在学中は、毎年「在学証明書」を提出していただきます。

※ 貸与月額60,000円を希望する場合は、他の奨学金等と併せて借りることはできませんので注意ください。

※ 学業成績又は品行が著しく不良であるときや、卒業の見込みがないと認められるときは、奨学金の貸与停止となります。また、停学・退学処分を受けた場合は、即時に奨学金を返還いただきます。

※ 大田原市奨学金は貸与型（無利子）です。卒業後返還することになりますが、その返還金は、すべて新たに奨学生となる方の奨学金として活用される仕組みになっています。

必ず、ご家族で相談していただき、返還方法を十分ご理解の上、申請してください。